

薬師寺所蔵「薬師寺修二会引付」

及川 巨

【解説】

中世の南都薬師寺の修二会関係の史料群は、藤原重雄「中世薬師寺修二会に關する史料群―『修二月条々事』翻刻に付して」⁽¹⁾に概観されている。その中でも闕説されている史料のうち、本稿では、薬師寺所蔵の中世後期の引付記録（「薬師寺史料」第九函第一四号・同第四号一〜三、第十六函第九号―九）を翻刻・紹介したい。⁽²⁾これらは後述するように、性格を同じくする一連の史料であるので、仮に「薬師寺修二会引付」と呼ぶことにする。⁽³⁾

史料の形状は紙を年次順に貼り継いで卷子状にしたものである。端裏の記述から、江戸中期の法輪院真遍という寺僧が寛延四年（一七五二）に整理・修補して、おおむね現状の形となったことが分かる。一部分に施された裏打ちは、さらにその後、近代になってからの修補のようであるが、その時の事情は明らかでない。真遍は、天文八年（一五三九）〜天正十二年（一五八四）の「修二会色々預差定」（修二会の正莊嚴頭・夜莊嚴頭・御湯頭の差定、第二三函第五号）を納めた袋に「寛延四辛未歳、今度五条村唐招提寺領与平次莊嚴違背付校正之、」と記しており、寛延四年の夜莊嚴頭役に支障を来したことに対処するために、過去の修二会関係の史料を調べて整理したらしい。端裏の他に史料翻刻本文中に「（後筆）」と傍注した箇所は真遍の注記にかかるものである。

巻頭部分に当たる第九函第一四号の端裏の注記から、真遍の整理した本引付には応永十一年（一四〇四）から慶長四年（一五九九）までの記事が含まれていたことが分かる。第九函第一四号は途中、享徳元年（一四五二）と文明二年（一四七〇）の二箇所で途切れているが、それぞれの部分は白紙の補紙で繋がれている。この補紙は近代の修補時のものらしく、真遍の整理時にどのような状態であったか定かではない。またその末尾は明応九年（一五〇〇）の記事の途中で途切れてしまっており、その後の部分は第九函第四号―一に接続する。

第四号は、明応九年の途中から永正六年（一五〇九）まで（第四号―二）、永正七年（一五一〇）から永正十四年（一五一七）まで（第四号―三）、永正十七年（一五二〇）から慶長四年まで（第四号―三）の三つに分かれている。それぞれの間に相当する部分があったかもしれないが、現存する史料からは対応する箇所は見出しえない。また、第四号―三は享禄二年の記事が途中で途切れてしまっているが、慶長四年の部分とは補紙で繋がれ、補紙には真遍のものと思われる注記がある。ここまでは真遍の整理時の状態を反映しているものと考えて、四点の史料を接続して翻刻した。

また、これらとは独立して第一六函第九号―九に同様の引付が残されている。この部分は享禄三年・同四年（一五三〇・一五三一）（後闕）

の記事であり、本来第四号―三の欠失部分に入るべきものであるが、真
遍の整理時には散佚していたものとみられ、今回は別に翻刻して末尾に
付した。

ところで、中世の修二会関係の史料はおおむね、①法会に出仕した僧
侶の交名や請定・差定のように継続的に書き継がれた法会記録と、②手
引書の二つに分けて理解されるが、本史料は後年の参照のために、前例
として参照するために年毎の特記事項を記録したものであり、両者の中
間に位置するものと理解できる。

それぞれの記事は、文安五年（一四四八）・享徳四年（一四五五）・長
祿三年（一四五九）・永正六年の項に見られるように、修二会執行の中
心となる「四人沙汰人」⁵、すなわち大行事・供目代・堂司・呪師のうち
供目代が記したものである。本史料の永正十四年の署名が「少学頭英乗」
となっていることや、永祿・天正期の「修二会造花支配状」（第二三函
第一号―四）に署名する供目代が、その時期の少学頭と一致することか
ら、供目代は十六世紀には少学頭が務めたいらしい。筆跡は複数あるが、
同一の筆跡が年代によりまとまっていること、料紙の途中でも筆跡が変
わることからすると、これは後年になって誰か一人が各種記録を集めて、
まとめて書写したのではなく、担当者である供目代（少学頭）がその
年（あるいは自分が担当した数年分）の事情を記入し、次の供目代へと
引き継いだものであることが分かる。

一方で、藤原氏も指摘するように、応永二十年（一四一三）の項に、
「修二月日記委細披見之処、去貞治／三年^{辰甲}差帳之裏書ニ、闕頭差帳之
酒肴料／為莊嚴用足、堂別当立用之被取成之由、被設置之／間、」とあ
るので、「修二会色々預差定」・「修二会壇供餅支配状」などの差定・請
定類の裏面に直接書き込まれた引付記事が存在したことが分かる。現に
残存する年次の差定・請定類を通覧すると、その表面あるいは裏面に引

付記事を載せるものが多くはないが存在する⁶。本来であれば、これらも
併せて翻刻すれば「修二会引付」の全体像が提示できるのであるが、本
体の差定・請定類と一体に理解しないと意味をなさない箇所も多いの
で、これらについては別の機会に取り上げることとして、今回は独立し
て引付として存在するもののみを翻刻することにした。

具体的な記事の内容としては、先ず寺僧が勤める正莊嚴頭役（道場を
莊嚴する造花などの調進）と寺辺郷民が勤める夜莊嚴頭役（壇供餅の調
進）の改替などに関わる記事がかなりの部分を占める。各種頭役が任務
を過怠なく勤めるかどうかは、修二会の執行自体を左右する重要な事案
であり、法会の幹事たる供目代にとっては最大の関心事の一つであつた
といえる。頭役の改替は本人の死亡や困窮によるほか、親類の死去によ
る服忌も目立つ。例えば大永六年（一五二六）の記事では、その年正莊
嚴頭役の当たっていた寺僧の父親が直前に亡くなったことを受け、経円
という寺僧に交替になったことが記される。経円は前年七月に亡くなっ
た母の喪中であつたが、「器量之仁」ということで、朝廷から除服の口
宣まで得て頭役を勤めることになった。また慶長四年（一五九九）の記
事には、夜莊嚴頭役に尻江田郷の郷民新右衛門を当てたところ、前年後
妻がなくなり一家全員が穢れに触れたという理由で辞退を申し入れた
が、寺家としては後妻の死穢は子にはかからないとして辞退を認めず、
曲折を経て頭役を新右衛門の親に交替したことが記される。

また莊嚴に使われた造花をもらい受ける寺僧に関する記事も多くみら
れる。修二会の造花の下行は寺僧の得分に関わるだけに、公正に取り扱
わなければならなかったことと思われる。

そのほか、中世後期の薬師寺が見舞われた天災・戦災による被害に関
する記事が目立つ。文安三年（一四四六）には、前年に大風のために金
堂が退転し、東院堂において修二会を修した。また永正十四年（一五一

(七)には、筒井氏と越智氏の抗争から、西院・養天満社に放火され、休岡八幡宮の参籠坊が破却されるなどした。さらに越智方の陣取りに遭い、寺の蔵まで破られて経済的にも大打撃を受けた。そして享禄元年(一五二八)には、九月七日に兵火で金堂・講堂・中門・西塔などを失い、白鳳期以来の建築は東塔のみとなつてしまった。中世の薬師寺の歴史における最大の事件である。この出来事が享禄元年のことであることは、つとに永島福太郎氏によって明らかにされているが、それを示す一次史料は思いのほか少ない。管見の限り、永島氏の紹介による他はこの記事のみである。

〔注〕

- (1) 勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政―戦国時代の寺院史料を読む―』(山川出版社、二〇〇四年)所収。
- (2) 『大日本史料』第七編之二十九や西瀬英紀「薬師寺修二会の存続基盤」(『芸能史研究』七六、一九八二年)に部分的に翻刻されている箇所があるが、ここでは全文を翻刻掲載する。
なお、本稿中の函番号・史料名は基本的に奈良文化財研究所・東京大学史料編纂所の調書データによる。奈良文化財研究所「薬師寺典籍文書データベース」および、及川編「薬師寺の中世文書」(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一五―三)所収「薬師寺中世史料目録(稿)」を参照のこと。
- (3) 注(2)の「薬師寺中世史料目録(稿)」では調書データに従い、第九函第一四号を「薬師寺修二月会記録」、同第四号を「薬師寺旧記抜書」、第一六函第九号―九を「享禄年間修二月夜莊嚴頭引付」としている。本来一連のものであり史料名を統一すべきであるが、作業途中の目録(稿)ということもあり、調書データをそのまま利用した。
- (4) 東大寺について、永村真『中世寺院史料論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)があり、薬師寺については、綾村真「伝来古文書から見る法会」(奈良女

子学古代学術研究センター設立準備室編『儀礼にみる日本の仏教』法蔵館、二〇〇一年)がある。

(5) 「修二月条々之事」(第八函第一号)、藤原論文参照。

(6) 本史料に対応する年次の差定・請定類が現存していないため、年毎に差定・請定に引付記事が記入され、それを引き写したものが本史料なのか、それとも差定・請定に記入しなかった記事を年毎あるいは数年分を一度に記録したものかは判断できない。

(7) 永島福太郎「薬師寺西塔の焼失」(『日本史研究』四〇、一九五九年)。

〔付記〕本稿は二〇一三―二〇一五年度東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点特定共同研究「薬師寺中世史料の研究」の研究成果の一部である。

〔凡例〕

- 一 漢字は原則として常用漢字を用いたが、一部正字も用いた。また変体仮名は現代の仮名に改めた。
- 一 本文は原文書に従つて行を変え、紙継目は「二」、文書番号の変わる箇所は「三」で表した。
- 一 表題・註記・後筆等は「一」内に記して本文と区別し、「()」で傍注した。
- 一 校訂注は「〔 〕」で傍注した。
- 一 虫損等により判読できない箇所は□で表した。
- 一 本文中に適宜読点・並列点を加えた。

【史料本文】

① 葉師寺史料第九函第一四号・第四号一、三

〔端裏、後筆〕
一 応永十一年分慶弔四年マテ

之古文書也、
法輪院真遍

寛延四辛未年 二月修復之者也、

〔後筆〕
一 応永十一年甲申

応永十一年甲申、修二月夜莊嚴之内

□□之間、勤仕難叶之由、篇々雖歎

□□由被責伏之間、領狀無為勤仕、殊

当年大導師事、澄後五師雖被居于

間、勤否可為如何候哉之由申入、御寺務

所作之上者、就器用可請禪長五師之由

□□數輩致勤仕彼役畢、

□□正莊嚴頭之内、宗琳房可為還頭隨一之間、

□□相催之処、近年云不熟年、聊可勤仕神事之間、

計会無極被相延、後年者可為本望之由、被歎申之間、以

三藏講之次、令披露満寺之処、於寺住躰者、雖不可用

故障、住他所、諸供以下不被補之上者、只是名懸之准扱

也、固難責伏、任所望可延引後年之由、評定切了、

仍其次座差定專积房畢、

同十二年乙酉、大導師実算讀駁得業 自旧冬依

寺住、超上座兩人依非器用、自元 令勤仕畢、

明年正莊嚴頭之内、覚俊仙积房五師 雖可為還頭之

隨一、子息覚重积宗房 為来頭之間、大役一度仁 父子

相共勤仕不可然之由、内々沙汰之間、差定盛胤宗琳房 并

頭乘定善房 兩人畢、

同十六年己丑、明年正莊嚴頭之内、祐成学春房、于時雖可

為還頭之隨一、当年九月養天満法施師頭可勤仕之間、

□ 役重量依為難儀、令延引、明後年差定性尊良專房、

□ 算舞宗房畢、

同十七年庚寅、修二月第三夜政所御參堂、如先年

初夜行法計御出仕、御行粧等如以前、

同年、差帳之内、先年延引分差定祐成学春房得業畢、

同十九年壬辰、修二月明年正莊嚴頭事、可有御

勤仕者可奉載差帳歎之由依評定、申入政所之処、

明年事者、旁以御計会之上者、先可相触余人之

由、被仰出之間、当年差帳事、已無余日之間、可差

寺住躰之由、評定切畢、爰去年冬方広会遂業

仁兩人之内一人定門房 者參堂之間、如近年來頭可

請取之条、大方無子細歎、今一人順門房 事、自去年以外

違例之間、遂無參堂、然者、相催來頭之条、可為如何様

哉之由、内々相尋彼仁之処、寺役事、一ヶ年・二ヶ年

遲速者、大都可為同篇、煩之上者、不可故障申、宜

被相計之由返答之間、頭人大切之時分、如此不及

異儀之条、尤可然者也、然間、新入兩人定門房 同差

定明年頭畢、參堂以前差定來頭事、無先規

歎之間、記之、

同二十年癸巳、修二月明年正莊嚴頭事、如去年

申入政所之処、又以御故障之間、堅不及執申入、

可為還頭之儀候由、評定畢、爰任巡次第者、尤

実重良宗房、長叡宗賢房 兩人可被差定歎、惣而、

於良宗房者、無子細、至宗賢房者、為明年五月会

正頭之間、以同毛大役勤仕者、故障為先例之間、宜為彼仁隨意之間、為供目代之沙汰、内々被相尋之処、被相延之条、無相違者、先可被相催次座之由、返答之間、任膺次被勸英重近觀房之処、是又当年慈恩会豎義者也、故障同篇之間、就其、次座不能経問答、治定順快淨仙房畢、仍明年頭差定于実重・順快畢、不及異儀被請取了、

応永十九年壬辰十二月十一日、覺算順門房他界畢、

仍明春造花頭之内、一人忽闕如之間、俄相催還頭、

同十八日、於堂別当実嚴、覚現房大五師坊、如常修二月方

沙汰人并堂童子以下会合、差定來頭美敬、定順房長尊、伊与公

畢、酒肴等、如形為堂別当沙汰被取成畢、子

同廿年癸巳、修二月旧記委細披見之処、去貞治

三年甲辰差帳之裏書三、闕頭差帳之酒肴料

為莊嚴田足、堂別当立用之被取成之由、被記置之

間、任其例、為少学頭経違、去年十二月十八日莊嚴差

入目、如形送遣于堂別当辺畢、

同廿一年甲午正月廿二日、明年造花頭事、可

伺申入御寺務之由、滿寺評定之間、同廿三日、

以狀申入之処、無子細御領狀御返事、則到來了、

同年、修二月夜莊嚴頭之内、五条郷左衛門太郎

壇供以外五百廿枚之之間、為鐘下評定、二月七日

賢阿講以後、於東禪院堂、此事可為未來陵遲一

基之上者、聊可被答目仰歎之由、少学頭英光披露

在之、仍篇々評定雖在之、所詮、当年一方夜莊嚴

頭、六条郷清太郎勤仕、壇供員數為定量、於其分

者、必可副進、若令難洪者、可被処罪科之由、衆議

一結畢、則自沙汰人辺、彼頭人親父孫三郎男

被加下知之処、無相違承伏申、当日七日以前、不足

分二石八斗八升金伏定立金堂内陣畢、仍昨□

結解支配之外、被加増練行衆壇供等分畢、

雖不見及、以往跡、依当座評定被加下知之処、

如此落居、無子細者也、仍為後代記之、

同年二月十三日、夜莊嚴料田公文寺主祐□

先年下地寄進、地作一円田式段地子事、自当年

為莊嚴頭人致耕作、明年修二月壇供助成□

可加之由、被下加兩頭幸一法師、招提畢、施主寺之源次郎、伝教院畢、下知也是則

寄進狀者、於所当米者、知九祐尊一期之後、可去出之

由、雖被載之、又廻思索、如此自今年所被付于

頭人也、無双興隆慇懃沙汰者歟、

同年七月六日、明年修二月夜莊嚴頭之内、

招提郷幸一法師橫死畢、仍同十日、於堂別当

会合、差定彼闕分頭人於淨智法師招提郷実嚴大五師坊、如例修二月方沙汰人并堂童子以下

畢、酒肴等如形、為堂別当被取成之、於

足付者、任旧記可為莊嚴田足、仍少学頭

経違送遣于堂別当辺畢、

同廿三年丙申正月十一日、夜莊嚴頭清次□

祖母円寂畢、仍禁忌日限若為廿々日者、頭

役不可叶歎之間、以十九日葉師経之次、於金堂

令披露三輩之処、雖有篇々評定、所詮於外

威者、禁忌十ヶ日之条、寺門風儀無子細之上者、彼男頭役不可有違乱之由、一結畢、仍任其衆議、清次男無為令勤仕畢、

同年夜莊嚴座敷事、於北御廊自良角至乾角

神主并頭人以下鄉民酒看之、是則去年乙未

十月十七日夜、拜殿悉焼失之間、莊嚴座可為如何様哉之由、内々尋故実之処、郷民等申云、拜殿未造之時、於南御廊有其沙汰上者、准彼例、於相殘北御廊着座仕之条、可為如何」

哉之由、少々申輩在之、仍同前集会令披露之処、其分被許可畢、隨而晦日朔日

兩日、莊嚴座於北御廊在之、

同廿四年酉、修二月大導師事、於祐円五師者、去年十一月日円寂之間、催其次座者、雖可為

盛胤宗琳房得業、如此所作事定不堪之条、依

為存内、不及催試、其次座自祝願三願 現乘房五師實繼

被勤仕畢、但大導師事、為少學頭一身難

撰堪否之間、正月廿二日唯識講之次、令披露之

処、實繼五師事、当年社頭吉祥行法神分導師、度々依沈醉、有名無実被沙汰畢、然者、規模

大役尤可被斟酌、只就器用可有請定之由、

多以意見在之、雖然、異儀相交之間、不及結束、

次日廿三日於勅使坊三輩集会、重令披露之処、

雖及往々評定、所詮涯分被致稽古、大欽等事

被停止、可被勤仕其役、若有比興之儀者、可及

嚴密沙汰之由、致問答、可請定實繼五師

旨、衆議一結畢、仍任評定相催之処、無為被勤仕畢、

同年、夜莊嚴座敷事、南廊自東端至

坤、又一間計折北構之、

同廿六年亥已修二月間事、

去年十二月廿三日一藁堂童子未繼之姉円寂、仍

可為九十日服間、參堂事不可叶、如此事未

不出勘其例問、此旨正月廿二日唯識講之次、令

披露三輩、評定云、一藁・二藁之外者、入内陣事

不可有由、篇々評定在之、然而、二藁國繼一人為難候

其役可及闕如上者、無力、自正月晦日至二月八日者、

三藁國近為一藁未繼之代官、入内陣可候其役、自

九日服之間者、一円二藁一人可勤番役由、評定畢、

依之、壇供等物、一藁分悉三藁取之、修二月之間事也、

又三藁之代官、一円一藁之子孫太郎為之、是者依

一藁之所望か、至差帳之時酒悉代官為之、仍壇供

等物三藁分ヲ、孫太郎取之、

永享三年辛亥正月晦日

箱入 念殊一連半裝束、水精數廿四在之、・裙・表袴、修二月時導師ノ為二

金堂前二奉寄進、親春房大沙汰、即被用之了、

永享八年辰丙、正莊嚴頭之内、英弁聖綠房

正月十四日朝円寂畢、仍相催次頭行宗房祐算

処、則被領狀申之間、同十六日於堂別当住坊唐院莊嚴

差衆悉令会合、被差定闕請躰畢、如形一献令

用意之、於足付者、任例可為莊嚴田地子之内之由、

評定畢、

嘉吉元年^{辛酉}十月廿日、正莊嚴頭之内実乘^{筑前公}

母儀他界、仍不滿百ヶ日間、同十一月七日由評定、被差改次頭長玄^{禪觀房畢}、

嘉吉二年^{壬戌}正月廿四日、淨觀房五師他界、仍當年

正莊嚴之頭之内、長玄^{禪觀房}・長惠^{觀賢房}廿日之

禁忌之内間、依惣評定儀、次頭覺英^{琳宗房}・繼嚴^{觀仙房}

憲弘^{顯門房}・同二月廿五日^二被差改畢、

文安三年^{丙寅}、修二月修場等事、

去年六月二日、大風金堂顛倒之、依之、彼修場事、東西

兩院堂中何哉之由、正月廿二日唯識講以後、經數刻雖及

評定、東院堂可然之旨、為衆議多分之間、於彼堂被修之、

座席者、学衆方^ハ、西方如常唯識講時、供目代座^ハ、

西壁類南端、別設之、其以下^ハ、中下藹学非学雜居、

堂家座如学衆方、大導師・大行事局、堂内辰巳・

未申^ニ以屏風構之、堂童子・行事僧局^ハ、後戸東脇

縁^ニ構之、神供者、兩座同自後戸出廻堂東庭、堂

前庭上而在之、上座^ハ、東学衆北方、堂家南方、呪師^一

座^ハ、東方構之、初後夜^{ニハ}、大鐘樓鐘突之、集会

鐘・時鐘等^{ニハ}、東院鐘樓突之、乱声・大鼓計也、

鐘^ヲ、略之、新堂童子座者、後門内浦東方構之、

薄縁疊鋪之、呪師座者、仏壇東類疊二帖設

之、大導師者、草鞋被用之、梵音・錫杖者、正面ノ

左右脇之、三十二相者、堂戌亥角鋪加半疊臨期

構之、燈明之下、大土器置之、練行衆草履用之、

夜莊嚴頭兩人備進壇供之内、半分金堂造管

方へ遣之、諸下行悉半分下之、

文安四年^{丁卯}、修二月修場、同去年依評定、造

花有之、仏壇前柱内浦召寄、講堂床構之、水

引用之、床上新樽敷^{タケ}之、空蓋蛇舌如常、呪師

座者、堂辰巳角中横柱之西浦構之、造花十二

瓶東西一廻立之了、拵事召寄、諸方床縁端^{南方}

構之了、

文安五年^{戊辰}、修二月於金堂前被始行之、

每事如本式沙汰畢、供目代澄英

一文安六年^{己巳}、修二月大導師役^{長学大法師}

可有上表之由被申間、正月唯識講廷披露了、

評定旨者、二藹諸役也、但非器量之仁躰者、彼役

不可有許可事者、例多之、彼仁者依器量、去年^一

免許可了、然只今辞退偏自由之疎路也、上表

不可叶、若猶重而不応評定者、可及嚴密沙汰

由、一同之間、其通返事了、然間、無為^ニ沙汰畢、

一宝徳二年^{庚午}、修二月条々、

一当年正莊嚴頭之内、長觀房^{觀舞}正月七日夜

舅他界畢、若触穢之有無、仍頭役勤否事、

被窺当職方間、同八日葉師終終、於金堂後戸

公文・堂司・呪師以下集会成之、此事令

披露畢、呪師新古兩人云、於寺僧中彼等

触穢之旨、不聞及事間、雖不可有善惡

沙汰、既此兩三日間、任仏忌令十日穢事、

於下部中有之、若有思索千万者、十日可有

触穢歟之評定間、其通決即畢、即十日以後之

問、造花頭役者無為勲仕畢、

一当年呪願役大五師慶弘老藤間、任応永四年

例、初日初夜一度呪願役沙汰畢、其以後者、

一円代官良祐五師沙汰畢、于時三薦、湯屋

一同年夜莊嚴頭之内、七条五郎壇供六百七十三枚

立畢、乏少前代未間問、任先規有加增歟、

或又任先例、更以無等閑旨以告文申上歟事、

可被經沙汰旨、鐘下評定由、当職方被申

問、賢阿講終令披露三輩畢、尤可有

其沙汰、加増料簡不可得者、嚴密告文可上

由、一同評定問、決即了、即自公文当日加下知了、

同八日、壇供下行以後出案文畢、猶々直持參、於

金堂内陳東戸口起請判形仕畢、箱二入了、

公文・当職・堂司・呪師・奉行立了、一

一宝徳二年午庚、明年造花頭之内、長玄法師

依兄專繼四月廿八日他界、彼長玄禁忌、随又

着服之儀沙汰、俄五月廿二日差改次座竟英

畢、於堂別当弥勒坊会合、儀式任先規

有之、是者依着服儀差改畢、不然者、可

百ヶ日以後勲仕事、任先規雖不可有

子細、着服間不可叶、惣評定有之問、如此沙汰

畢、仍今日酒肴料、任先規可被返出明年

修二月莊嚴田料、評定一決了、

堂別当・大行事・供目代・呪師・堂司・

中綱・堂童子、会合畢、

一明年花頭之内、実乘十二月十一日養母他界之間、

依可為觸穢、俄十二月廿四日差替繼嚴法師

畢、即任先例、於堂別当弥勒坊、供目代・

堂司・呪師代実春大法師・大行事・

中綱上三人・堂童子三薦、四薦会合、一献有之、

宝徳二年午庚十二月廿四日

一宝徳三年辛未修二月、呪師定禪房大可有

沙汰理運之処、老母去年十一月他界了、觸穢

問、彼役事可為如何様か之事、旧冬五僧・

十僧衆会有之、無力、代官可被立候由評定

問、任其旨順覺房大呪師代沙汰了、

残之呪師、定觀房大も兄弟事間、觸穢同

辺候問、及料簡評定畢、

一同年中臈・下臈分巡花深円房澄弘可取之

条、相当了、雖然、一人ノ二瓶可取之事、

可為如何様か之由、賢阿講終披露了、

兩方俱相当之上者、不可有劬勞、二瓶可有

拝領由評定問、其通決、沙汰了、

呪願以下と成業巡花と一人ノ無拝領事者、

上記録有之、今評定者其者決定、二瓶

被取上者、巡事者不可叶由歟、只今者巡と巡□

事也、即事評定有之、

一明年造花頭内、澄弘八月四日円寂畢、依之、

八月十六日差改長玄法師畢、

堂別当慶弘大法師吉祥院暫住之間、

於彼坊会合、如先規有之、

一宝徳四年壬申二月五日、莊嚴差之会合集會者、

当年者於円城院有之、前堂別当慶弘大五師者、依老藤諸役不可得之間、旧冬堂別当職辭退畢、依之、任古例、第三藹良祐被補任畢、

同年中藹巡花、去年長惠可取之處^ニ、參堂[□]〔^{歟九}〕次座澄弘取之、長惠当年參堂間、可取之歟、又不可取[□]〔^{歟九}〕事、結夜神供以後於金堂披露了、評定云、成業之巡者遠次第也、爾間、是も長惠設雖逆次、可取之理運ノ評定一同間、長惠取之畢、

一明年造花頭之内、乘弘大五師円良房、享徳元年^申八月三日他界了、仍造花頭内一人及闕如間、俄次之舜觀房大五師差改了、同九月五日、堂別当良祐了觀房五師

円成院宿住間、沙汰人并堂童子以下会合刻、一献儀在之、酒肴等代塩供田内^{ニテ}可返[□]〔^{定了}〕

享徳元年^申九月五日[□]〔^{定了}〕

一当年、堂方花頭良覺房大可被沙汰之處、正月下旬之比依輕服之事、次座見舜房被差改畢、於堂別当住坊東院、如形一献等被沙汰了、以壇供之内被足付了、^{堂方}一琳学房・顯春房、当年違期而雖參堂、於壇供者等分被下行畢、

供目代長玄
一良觀房大、依目所勞雖不被參堂、任定順房得業・春定房大例、如參堂衆被下行壇供畢、

供目代長玄
康正三年^丁二月一日、始行、供目代長玄、

梵三衆、当年者勝尊・信秀・長惠三人也、余^ニ無仁之間、可致其沙汰事、不可得之由、正月廿二日唯識講砌披露處、先規有其例歟之間、少学頭其人数可被加由評定間、其通結束、致其沙汰畢、但帳文^ニ不載之、壇供支配之様者、可有如常本衆由、評定了、

長祿二年^寅二月、^{第二日}二藹堂童子未繼妻女死去之、即出堂之

所役事、可為如何哉之處、任先規、三藹入内陣、二藹分所役勤之、応永廿六年^亥例也、又五藹堂童子參堂申、勤仕四藹役了、

一賓頭盧前空蓋一流失墜畢、仍為四人堂童子弁之畢、科怠分、為四人堂童子濁酒一斗沙汰之、此分銀代而加下行了、

一長祿三年^卯、修二月大導師役事、於善宗房

五師者、旧冬十月十五日他界了、次座薩摩五師任藹次可勤仕彼役之由、於度々集會、自身堅執而[□]被競望之、為寺門不被許^{可力}下之、終^ニ、先一年可勤仕之、所役比興者、追而可被改替之由、雖被申、為不堪之躰、一大事所役難勤仕之、又仏名経等誦誦可為如何候哉之由、評定有之、仍任応永十二年

乙・同廿四年^酉之例、超上五人^{祐実・五僧昇弘・賢俊・維舜・西}、^{五僧実清}堯觀房五師可被致其沙汰之由、為惣評定一結畢、雖然、正月廿四日母儀円寂之間、次座長禪房得業彼役勤仕了、彼所役事、不任藹次能撰機用可被

定之、自次年^辰堯觀房五師被沙汰了、

〔理〕運問、自去年被差処、問、

〔当力〕年正月廿二日、為三輩条、送

中下藪而加罪科了、所住之坊舎、

同被官等無之間、中戸門辺ニライテ

蜂起在之、

一文明十五年卯癸、造花中藪之巡、雖為駿河公理運、

依指合無參堂間、就次座円泉房被取之畢、

一夜莊嚴頭七条三郎男、乱世之間借物以下不

調由、自郡山中方及違乱間、晦日朝壇供之時剋

巳時程マテ延引畢、雖然、無為致沙汰畢、

一文明十六年辰甲、中藪巡造花、駿河公無去年參堂間、

巡之花未進分当年可取哉之由、披露在之、任先

〔規〕記、上座上野公被取之畢、

一夜莊嚴頭五条郷増玉、壇供九百五十三枚立之、

千枚有不足者、起請文立之先記也、雖然、去年

九月廿九日以下、乱世先代未聞事也、然者、起請文

可有哉否、披露在之、評定云、於乱世頭役尤本走也、

然間、有故実度事尤也、雖然、已後之例如何間、起請文

可有由、評定畢、然者、彼頭人不足四十七枚分、重而

七日之中立之畢、

一文明十七年乙正月六日、夜莊嚴頭今在家四郎次郎妻

死去之間、頭役之事如何之由伺申候間、神主方へ服器量被

披見処、妻忌夫懸事廿日之由分明之間、不可有相違由

下地之間、則頭役沙汰了、頭屋穢之間、余所沙汰之間、篇々

迷惑之由訖事之間、妻死去之卅日之内頭役勤仕之事、

不可成余例由、同廿二日東院之堂唯識講御評定間、現餅

糺五十枚沙汰了、於壇供者、千百廿五枚其外悉本式沙汰了、
現餅減少事、向後不可成例旨、一結了、

一同年七日夜鬼、未成業座并鏡下切床事、火切事

存之外之間、同八日業師經御糺明之処、七条郷四郎・五郎

兩人沙汰之由註進間、則仕丁被糺了、

一同鬼之内、柳七郎非仕丁者、随仕丁所役沙汰事、先代

未聞新儀トテ、則七郎下井司被召放了、此旨公文成禪房

少学方被申送間、記之、

一長享三年酉正月廿四日、夜莊嚴頭五条郷檀太郎家〔七〕天

米ツキノ時、同郷順光法師〔徒〕少二郎男〔徒〕、兩人喧嘩云々、

然処〔二〕杖〔三〕打間之由、郷民注進云々、雖然、刃傷顯現之

〔間之〕被加罪科畢、爰檀太郎男家寄宿之罪科

可為如何哉由、評定還也、雖然、夜莊嚴頭人之事者、無比類

大儀之頭役ナル間、被免除者可然者哉之義ナル間、寄宿之分罪

科被免除畢、於余人者、此例不可有者也云々、

一長享三年酉、修二月政所造花二瓶、別当〔七〕可被上処、

大乘院殿北戒壇院依御相論、御寺務之儀

一途無之間、与寺門而、先以抑留被置内陣畢、

雖然、内陣之事、次年之修二等之儀難成間、依惣評定、

地盤并水引等寺庫〔仁〕被納了、造花并壇供等者、

久依被置不立所用者也、

〔一〕脱之 一藪童子、去年明応五年〔丙〕十二月十二日舎弟死去云々、弟

之忌可懸兄条、可為如何旨、去吉祥御願当參衆

トシテ篇々評定在之、然処、去十二月廿五日、於養天満三輩

集会評定趣者、旧記憶〔七〕無之、所詮堂別当於金堂

前可被取御圖通、一決之間、則被取探処、不可有參籠

由下畢、雖然、其後^{ニモ}輕服可懸上事不謂歟、然共、
任八幡官服忌令、舍弟者可被懸兄歟、但神職卜者可相
替旨、雖及沙汰、既一段御圖上者、不可有參籠通也、則
三藹堂童子一藹之代入内陳畢、三藹之代五藹之
堂童子參籠畢、為向後記置処也、

明応六年丁巳二月日

一明応八年^未五月一日^ニ、夜莊嚴頭五郎七条之郷
母儀死去間、依勤仕不叶、則同五月六日、六郎^{九条郷}差被改畢、
惣評定ヨツテ堂別当坊^{ニテ}差被改畢、

一明応九年^申庚、修二月夜莊嚴頭兩人、九条六郎・今在家之
彦四郎、今度一乱^ニ物共悉損亡以外事也、可有故実由

訛事也、其子細者、当国^{越智}智殿・古市殿^{為牢人}
間、色々雖有調法、自力出張不叶間、京都細川殿^{細川政元}

訛事被申候間、澤藏軒宗益被差遣、則去年十二月十八日
当国衆引率、自秋篠口乱入之処^ニ、筒井方被出合、

合戰雖及度々、遂筒井方懸負畢、同当所之
衆打死共多在之、言語道斷儀也、然京中諸勢奈良

中^上致乱入、其剋当所同乱妨之間、兩頭屋悉損亡、
先代未聞無比類子細也、然間、每年御事不可成之由

歎申間、正月廿二日東禅院唯識講砌、披露在之、
仍評定曰、今度奈良中乱妨狼積之事、^{丹海公}以來

無其跡題目也、国中^{ヨリ}悉奈良中へ物共隱置之処^ニ、
失墜之条、言語道斷儀也、歎申候処尤儀也、可有故実

之由評定也、
一宮方諸下行減少事、米五斗、料足耆貫文宛可

有沙汰通也、減少先規炎旱之時在之間、今度同

如此被下知了、

一金堂儀、兩頭共現餅一向故実、六束三帖并諸堂餅
悉不可有沙汰由下知也、但涯分可成程、可沙汰由被
下知之処、南頭人六郎男者、油一升五合雜紙一束^{コレヨリ第九箇第四号}
進上之、北之頭人者、一向不致沙汰也、

一今在家彦四郎男祖母、正月八日晝死去、父親孫四郎男
為同家重服間、頭屋儀可為如何由、披露在之、然処、
頭人者輕服也、晦日朔日迄忌懸、雖不可然、彼忌正月
廿七日^{マテ}也、勘先規之処、雖為輕服、忌穢開^ハ有

沙汰事、旧記在之間、親子各別住居^{シテ}頭役
可致沙汰之由下知之間、勲仕畢、

一兩頭之内、宮方之儀、六郎男者鉢肴吉酒、同神主方
白ヒヤウシ、神人方へ七百文沙汰、於彦四郎男、今度之一乱^ニ

宿ヲ被燒間、損亡超過、仍鉢肴濁酒沙汰畢、
一壇供之事、六郎男千三枚、彦四郎男者五百廿五枚進上

候、於余事每篇雖為故実、壇供千枚於不足者、
可有告文旨為先規間、彦四郎男^ハ於金堂前起請

沙汰畢、
一当年之儀、壇供等不足之間、諸下行悉半分通^ニ可

有沙汰之由、一結間、以先規沙汰畢、
一中藹巡花、当年下野公理運タリトイ共、依無參堂、
備後公被取畢、

一永正四年^卯、夜莊之頭七条兵衛男^カ子息^七

猶若頭人也、然処^ニ、彼兵衛親父次郎^{奥石杖二郎}
去十二月晦日^ニ死去訖、雖然、旧跡連面^ニ

之間、不能左右、兵衛者別家^ニ居住^{シテ}、彼頭役

致勤仕了、仍為後代所録如斯、

一 永正五年^{戊辰}、夜莊嚴頭^{九条ノ御坊次郎七条三郎清三郎カ子}、兩人也、然

今度去年当国一乱^七、当郷兩度迄武家衆

乱入在之間、悉焼失畢、然間、金堂・八幡兩所

供^二一向事不可成由、及度々詔事申条、尤也、

今度之儀、超常篇損亡之間、如形沙汰仕テモ

不苦由、評定之処、金堂壇供千枚余、宮方

者鉢肴^七、座衆已下大略如先規沙汰仕条、一段

之懇意無比類事也、於向後規權頭役之間、如何

様之儀雖在之、可守当年儀旨評定之間、註置

者也、仍如件、

一 永正六年^巳二月五日、夜莊嚴頭七条ハカ二郎・九条ノ觀音寺新二郎^カ

次男入道^二差定了、然間、彼兩人共^二差之前^三家^{ラワケ}分了、此心^ハ

頭役ノカルヘキ儀^口歟、雖然、可然躰ナル間、彼兩人^二差被定了、

九条ノ^{觀音寺}新次郎嫡子新三郎別家スル間、次男入道^二差了、家^ラ

雖分^ト、以前^モ被差例在之間、如此了、^(コレヨリ第九函第四号一)

永正七年^{庚午}二月、

一 当年堂方花頭、呪師忍禪房大可被沙汰之処、

正月下旬之比、依輕服之事、次座淨円房大^七

被差改畢、於堂別当忍觀房權律師住坊地蔵

院、如形一献等沙汰了、

供目代懷禪

一 当年呪師設之事、忍禪房大理運間、修正之設既雖為沙汰、無力、

下旬之依輕服^二、次座之呪師淨円房大沙汰了、忍禪房之代官分由

云々、

一 当年^酉夜莊嚴、七条之郷榑松男為上首間、

八幡宮御神樂、晦日^七可致沙汰事理運之

処、去年金堂前差帳之時、次座^七被誑上間、

朔日^七可致沙汰之由云々、此条不可然之由、内々彼親

類衆雖致教訓、承引無之、堅可有違乱由、

有其間^二、正月十五日之夜、不思議之

夢想在之、其夢想云、中下藪之衆^一

帶甲冑、自金堂榑松男が私宅^江被押

寄間、傍^江逃隱^二、尋出、鑓^ラ彼者之口^江指

籠^{ラル}、夜莊嚴違乱曲事之由成敗之間、如何様^七毛

可隨御意之由申と覺而、汗流出シテ夢覺了、

成異之思、晦日可進上於御神樂申由、承

諾申畢、余^七神慮不思議之間、注置之者也、

於後向、弥々任年老之次第可致勤仕旨、一決了、

永正十年^{癸酉}二月二日

後日^七見之修^二之記^七、晦日朔日之頭者、可依年老次第旨

明鏡在之、

一 当年^丑、夜莊嚴頭事、去年國中念劇言語

道断乱吹、則十月五日筒井方合戰被取負了、然間、

其刻矢田中村沙汰而、西室西院放火、八幡宮之

參籠坊打破、養天滿拜殿放火、惣而寺中郷内等

乱妨狼籍^籍遮眼、則被^二處寺敵^一・神敵畢、亦十一月上旬

筒井方少々秋篠御陵・超昇寺辺迄打出、其時又、

越智方軍勢十一月十八日少々足輕等陣取、寺庫破^一

却、其外寺家郷中乱妨、十九日諸勢陣取、寺門滅亡

在此時、驚歎何事如之か、然^二處、番条專懷依計略、

越智又太郎家菜、当寺之議可有防禦之由、懇之儀共也、
依越智申事、畠山尾州入道殿御被官林堂忠兵衛尉

山樹、当国關所半分知行之処、当寺中・郷内事、不可有違乱
旨令約諾間、大略令安堵歟之処、当寺衆徒分衆筒井

与力之輩知行分、宝来二位公關所知行、彼給人等以外

致猛惡、剩左京寺門領、依喜多院之跡知行之□類歟令押領、

随内外、就惣別悪行超過之条、牢人衆沙汰而、郷民等令

兆散之旨、被廻調法、則十二月十三日夜、給人庄屋六条親実

家令放火、郷々加下知了、各々隠失了、依種々計略、同廿八日・

九日七百姓立直之間、人民総頭無極、修二勤行可為如何哉

之処、如形修之了、然宿院四郎參郎男、依乱劇難事

成之間、八幡宮□鉢肴七致沙汰、損米式石之内壹石并

夜舜懸錢壹貫文分七可致託言之通、晦日金堂

米籠砌、歎披露了、則令披露三輩之処七、一同之群議、四

沙汰人而旧記令披見、可依先規之旨、評定也、鉢肴者

度々也、旧記、明応九年庚申減少宮方記有之由、令披露

処七、評定曰、縱雖無先例、頭人不堪力事為実儀者、

無所成敗、既乱劇無比類、先例又明鏡也、宮方訴

無謂歟之趣、及評定之処、宮方衆堅歎之所、可有出仕

通被申間、頭人抽涯分、八木一石五斗、夜懸錢壹貫五百文

沙汰、本式之通、不可成後例之旨令内談、無事出仕下云々、

自余者如本式沙汰了、金堂壇供者一千余沙汰之了、

同北夜莊嚴頭五条 弥九郎、堂宮如先規沙汰了、

神妙之由評定而、以公人被賀之了、然間、修正・修二
勤行等悉以執行也、

永正十二年丑二月日記之、少学頭英乘』

〔コレヨリ第九函第四号十三〕

永正十七年庚辰

一夜莊嚴頭、南郷七条春松・北宿院入道等也、

今度國中依一乱以外之儀、夜莊嚴之事一向託事

可申由、但三升宛進上申、油一升五合宛進上可申候、

於自余者、悉以可預御免由、披露之処、百姓等申上義

尤也、乍去、及力分随分可致其沙汰由下地畢、

仍壇供春松方六百廿一枚、入道方六百廿一枚立畢、

諸堂餅各半分立之、六束三帖者、雜紙四束、牛玉

紙二帖立之、アシタ皮・諷誦庭上之、炭ホテ託之畢、

一八幡宮へハ米壹石、料足壹貫宛進上了、白拍子以下

如常、
〔屋脱カ〕

一御神樂事、仮屋一乱二雖為破損、初日ハ天氣吉間、於仮

沙汰之、朔日者降雨間、南御廊未申角ヨリ東一座烈、

一金堂前八日諸下行、悉以半減二沙汰之、

一大永六年丙戌、正莊嚴頭人宗琳房親父良懷、正月廿三日曉

死去之間、同日則差替有之、経円実専房得業被差替

了、経円之母儀、去年七月中旬逝去、雖然、八幡宮

宮遷仁延年以下依為器量之仁、寺門而除服之議

被申京都、則被宣下之間、造花之頭役沙汰

之、參堂不及子細者也、依口宣也、

大永六年丙戌式月日、記之訖、

大永七年丁亥、正莊嚴頭人大五師長盛、正月五日

早朝死去之間、同月十七日実繼下野公得業

被差替畢、
一大永八年戊子、巡花觀教房得業被取畢、去年

一去年戊子初九月七日依兵乱金堂講堂・中門・西塔
 等炎上之間、当年享祿二年己丑修二造花勲行、
 在所可為如何哉之處、任顛倒之例、於東院之堂
 被修之、諸式皆以如先例、但堂童子・行事僧之堂
 内丑寅之角、以庭庭構之、新堂童子、後門之
 通、内陳之壁類、惣而如唯識講之時、堂方之座者、
 東方中柱通、又壁類、又呪師者、西之方大方如金堂、
 花者、一間四瓶宛十二瓶、面々懸之、台者、如鞍懸、
 料理、其上竹四本並置、其下小竹四通構之、東西
 二方之北南内陳之用意、上下四尺計竹構之、其面
 或者莖、又八幡之シトミ帳之其上紙帳々之畢、燈明之
 數者、正面十一、自西方北迄八、堂方之所北迄五在之、
 此外大導師之局、行事僧之局、北東之縁燃之畢、
 空蓋可置用、柱之上四尺計竹結付之、數節者、藁
 下地敷之、其上庭庭、其上帳莖敷之間、冷氣無之、
 三十二相、戌亥之角沙汰之、雖然、少学頭之座敷可然敷、是者
 予存寄了、後年如此ナラハ可有披露、又忿劇之間、
 鐘不取下、於隱躍之年、金堂之鐘被釣者、可然物也、
 又夜莊嚴之頭人之内七条猶次郎、乱劇雖越常

篇、如例年千枚余壇供備進之条、無比類粉骨也、仍左近尉^七被^レ□、則頭人方并七条郷^江以条廻被仰付処、忝過分至極之儀、令祝着、沙汰人之坊へ礼^二出了、一方之頭人、淨一法橋雖致馳走、壇供少分ナル条、不可然トテ、自公文方両度迄仕丁被遣間、五十枚・六十枚・九十枚取了、莚上歳既七十七^七余、起請文可書之条、不敏之至也、仍預旧記披見之処、一所而暗文無故、実之跡間、八日東院之堂東之縁^七天、沙汰之衆奉行^七天被書之了、又大導師板草履被用之了、又堂方少便^レ（後闕）

為後証記置条之事、

当年莊嚴頭、尻江田新三郎子新右衛門尉^二被差処、去年三月新右衛門尉女房令死去畢、則住屋^{ニテ}死去申、子共皆以穢申候間、頭役勤仕不可仕由申候間、從寺被申付趣者、後之女房無紛間、後女房^{ニハ}男にも忌不相懸由之間、偏^ニ可致勤仕旨、雖被申付、穢申上者、勤仕申候ても還而可蒙御討間、迷惑候由達而申候間、則時代官端与兵衛殿下代^{マテ}被申届、則彼新右衛門尉へも勤仕可申由、被申付了、然処、七条天下一之惣兵衛庄屋之与八郎兩人、嘸申度候由申候て、唐院へ来申候、其趣^ハ、親之新三郎^二被差替候て被^レ下候へかし、左様^ニ候^ハ、雜佐失墜之入目^ハ、新右衛門尉より可仕之由申候間、唐院被申事、親子間^{ニテ}莊嚴相調申上^ハ、寺にも不可有別由被申候て、相調、正月十五日親之新三郎へ被差替、莊嚴無事勤仕了、七条之兩人申事^ニ、

当年より十年間^ハ、新右衛門尉^二莊嚴御差替[□]様と申候間、則惣寺之一決^{ニテ}不^レ被^レ可相差旨、三輩之義也、又向後之義^ハ、雖為後之女房、於死去申者、可被差替之旨、惣寺一決也、為後証右趣記申了、

高懷
慶長四年^己二月八日 当沙汰人 胤昭

尊英
宗秀

② 第一六函第九号—九

享祿三年^庚、当年夜莊嚴頭五条郷彦四郎[□]候由申候、壇供六百七十八枚現餅一向無之、殊更晦日[□]座以下一向無之間、先代未聞之儀以外也、所^{〔詮〕}可被[□]罪過旨、一結之処、角院宗源房^ヲ縁^{ニテ}種々ワヒ事申候、則晦日之御神楽、四日^ニ勤仕了、雖然、余之受前候間、可有成敗旨^{〔評〕}平定畢、然者、先規之起請文之外、又一校^{〔行〕}灰焼堂前^{ニテ}ノマスヘキ旨一結処、八日金堂前沙汰人衆出頭^{アリテ}起請文被書せ了、然処、彦四郎申事^ハ、先規之外^ハ、不可書由、一校^{ニテ}書、帰宅了、重而三月八日薬師經之砌、其旨披露之処^ニ、長基行觀房披露之間、自身^{〔評〕}平定之先規之外^ハ、不可有沙汰之由、被申候間、寺^ハ、依無力、先規分^{ニテ}被置了、先代未聞之儀、言語道断々々々儀也、深二世ノ冥罰可被蒙候間、皆々被申候、享祿二二、修二月夜莊嚴頭九条太郎五郎、晦日之

御^{〔神乙〕}□楽無力間、官方之儀少分ワヒ事申へキ
旨、色々宮方へ申候処^ニ、官方一向意得不行候間、晦日（後闕）

《終》